平成３０年（ワ）第３１９４号　安保法制法違憲国家賠償請求事件

原　告　　植村和子，下澤悦夫，寺田誠知　外１４０名

被　告　　国

平成３０年（ワ）第３７９６号　安保法制法違憲国家賠償請求事件

原　告　　秋田正美　外７７名

被　告　　国

原告ら準備書面（２６）

２０２１年１１月１１日

名古屋地方裁判所　民事第４部合議係　御中

原告ら訴訟代理人弁護士　大　脇　雅　子

同　青　山　邦　夫

同　内　河　惠　一

同　松　本　篤　周

同　中　谷　雄　二

外３５名

１　はじめに

本準備書面は、集団的自衛権行使容認とそれを法制化した安保法制の理由とされた中国、北朝鮮による脅威の実態を明らかにし、軍事的抑止力が有効なのかどうかを明らかにするものである。

２　我が国周辺の安全保障環境の悪化とは何か？

（１）第一次安倍内閣において、２００７年５月、当時の安倍首相が「我が国を

取り巻く安全保障環境が厳しさを増している」と、「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」が作られ、安倍首相が提示した４類型に関する提言をまとめた報告書が、２００８年６月、福田内閣総理大臣（当時）に提出された。しかし、福田内閣では報告書は提出されただけで店晒しにされ、何の進展もなかった。ところが、第二次安倍内閣が発足するや、安倍首相（当時）は、２０１３年２月、同懇談会を再開し、「その後、わが国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す」として、わが国の平和と安全を維持するために、日米安全保障体制の最も効果的な運用を含めて、何をなすべきか、過去４年半の変化を念頭に置き、また将来見通し得る安全保障環境の変化にも留意して、安全保障の法的基盤について再度検討するよう指示した。その結果、合計７回の会合を経て、２０１４（平成２６）年５月１５日、安倍内閣総理大臣（当時）に提出されたのが、いわゆる安保法制懇報告書である。本件で問題としている集団的自衛権行使容認の閣議決定は、この安保法制懇報告書を受けて、報告書の一部を採用して集団的自衛権行使を容認し、翌年それを法制化したのが、いわゆる安全保障法制、すなわち安保法制法である。

以上のとおり、我が国を取り巻く安全保障環境は、安倍首相が登場する度に一層厳しさを増してくるという性質のものであり、その認識に基づき、日米の軍事同盟化の強化、自衛隊の軍事力強化が図られてきた。既に述べたように日本独自の要求というよりは、米軍の戦略と必要性に基づいて、自衛隊やその前提としての法制度自体が、変更させられてきたものである。

（２）そこで問題とされる我が国周辺の安全保障環境は、北朝鮮脅威論であり、中国脅威論であった。今日でも連日のごとくマスメディアを通じて、中国による「現状変更に日米が反対」「尖閣への日米安保条約第５条適用を確認」が報じられ、国民の中に中国及び北朝鮮の脅威が広く共有されている。

それでは、中国は日本にとって真の脅威なのか北朝鮮は我が国にとっての真の脅威なのだろうか。

この問題を考えるにあたって、我が国のマスメディアの情報が極めて偏っていることを最初に確認する必要がある。私たちが事実を把握する際の前提を為す情報が米国発の情報に基づき、我が国政府がマスコミに提供する情報が圧倒的であることを認識しなければならない。中立的に判断をしているつもりの私たちの判断の前提情報が最初から米国、米軍よりの情報を下敷きに事実を把握した上での情報であるという偏りを持っていることを自覚しなければ正確に事実を把握することはできない。そこには相手国である中国や北朝鮮からどう見えるのかという情報は最初から入っていないのである。

物事の判断をするに当たり、情報の偏りをできる限り少なくすることは大前提である。言葉の壁や情報の入手経路の隘路など多くの制約がある中で、中国及び北朝鮮からの情報は極めて制約されており、中立的に客観情勢を判断する上で、そのような制限があることを前提にしなければ判断を誤ってしまうのである。

そこで、中国及び北朝鮮政府の発表をも参考にしながら、歴史的経緯と客観的な情報をも踏まえて、中国脅威論及び北朝鮮脅威論の実相を探ろうとするものである。

３　中国脅威論で唱えられていること

（１）台湾有事について、マクマスター退役中将（トランプ政権の国家安全保障問題補佐官）が２０２１年３月２日の米上院軍事委員会で「２０２２年以降が台湾にとって最大の危機を迎える」と発言。続いてアメリカのデービッドソン・インド太平洋軍前司令官が３月９日「今後６年以内に中国が台湾を侵攻する可能性」に触れ、同２３日にはアキリーノ・インド太平洋軍司令官も上院公聴会で「台湾侵攻は大多数が考えるより間近だ」と証言した。大手メディアが、これら発言を大きく扱い、これ以降、「台湾有事論」が大きく語られ始めた（岡田充「中国が台湾に武力行使をしない３つの理由－「台湾有

事が近い」とは中国側の論理から読み取れない」https://toyokeizai.net/articles/-/429538）。

（２）確かに、中国空軍機による台湾防空識別圏（ＡＤＩＺ）への侵入が相次いでいる。台湾国防部によれば、２０２１年９月以降、中国軍機が台湾ＡＤＩＺに侵入したのは、９月５日　１９機、１７日　１０機、２３日　２４機、１０月１日３８機、２日３９機、

（以上、https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGM023P40S1A001C2000000/）

４日５６機に上る。しかし、これは、バイデン大統領が、２０２１年1月２０日の大統領就任式に、台湾の簫美琴・駐米代表を１９７９年の断交後初めて正式招待したことに対する抗議として、同月２３日、２４日、１０機以上の中国空軍機が台湾防空識別圏（ＡＤＩＺ）に侵入したことに始まる。その後、米海軍第７艦隊のミサイル駆逐艦「ジョン・ｓ・マケイン」が同年２月４日、台湾海峡を通過したのを初めとして、米軍艦は同年４月２４日までに計５回、台湾海峡を通過し、米国側が台湾への軍事関与を続けるメッセージを出したのに対して、中国側は同年４月３～４日、空母遼寧などの艦隊が、宮古水道を南下して太平洋に抜け、台湾東部で訓練した後、南シナ海を航行するデモンストレーションを行った。

その後も２０２１年４月１６日（米国現地）日米首脳会談の共同声明に日中国交回復以来、初めて台湾問題を盛り込み、日米安保を中国抑止の「対中同盟」に変質させたことなどを警戒しての抗議行動として行われたと考えられる。

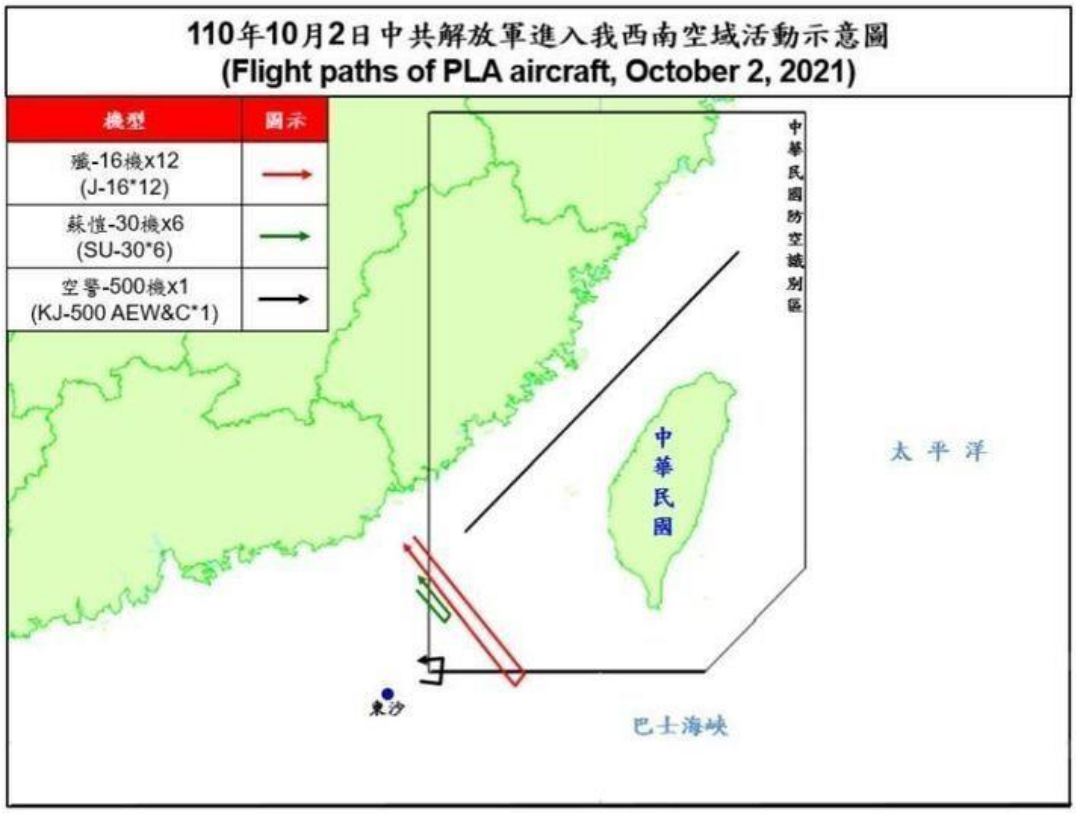

（https://news.yahoo.co.jp/byline/takahashikosuke/20211004-00261406 より）

ちなみに台湾のＡＤＩＺは、１９５０年代に米軍が引いたもので、ＡＤＩＺは、１２カイリの領空と異なり、空域に入ったからといって国際法違反ではなく、関係国が自由に引くことができるものである。台湾のＡＤＩＺは、中国本土にまで及んでおり、中国軍機によるＡＤＩＺの侵入と言ってもその経路は、上図のとおり防空識別圏の端を往復する程度の威嚇行動にすぎない。

（３）それでは、中国が台湾に対する米国の関与にも拘わらず米国と全面的に戦争する危険があるのだろうか。

確かに中国が経済力において米国に追いつこうとしていることを衆目の一致するところである。しかし、軍事力においては、未だ米国との間に大きな格差が存在する。

まず、保有する核弾頭の数について、長崎大学核兵器廃絶研究センターが発表している世界の核弾頭一覧によれば、２０２１年６月１日現在の核弾頭

保有数は、（https://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/recna/nuclear1/nuclear_list_202106）全保有数で、ロシア６２６０、米国５５５０、中国３５０、北朝鮮４０である。

少なくとも、中国が米国に対して、積極的に全面的な核戦争をしかけるとは考えられない格差が存在する。

ありえるのは、台湾をめぐる限定的な軍事衝突の可能性である。

（４）中国の台湾問題をめぐる武力行使の可能性

中国にとって、台湾問題は、「核心的利益」と言われる。中国にとり台湾統一は、帝国主義列強によって分断・侵略された国土を統一し「偉大な中華民族の復興」を実現する建国理念の重要な柱の一つだからである。国家目標である統一を実現しなければ中国共産党は任務を放棄したことになる。中国の台湾政策は、建国直後から「武力統一」だった。米中が国交を樹立し、改革開放路線に舵を切った１９７９年に、中国は「平和統一」に路線転換した。しかし、路線転換の後も、武力行使の可能性を中国政府は否定していない。鄧小平が１９７８年１０月に来日した際、当時の福田赳夫首相に対し、「われわれが武力を使わないと請け負えば、かえって台湾の平和統一の障害となる。そんなことをすれば、台湾は怖いものなしで、シッポを１万尺まではねあげる」と語った。武力行使を否定すれば、台湾独立勢力を喜ばせ、統一が遠のくという論理である（以上、前掲岡田充３頁）。

そのため、武力行使は否定しないものの、中国の動きは、「国益を阻害する他国の動きに対抗している」という意味で、アメリカの行動への「受動的」な性格である（アメリカ・イェール大学の歴史学者オッド・アルネ・ウェスタッド教授の見解「朝日新聞」２０２１年４月２０日朝刊）。４月２９日の米上院軍事委員会で、米国家情報局ヘインズ長官は、「中国は米国との戦争に関心を持っていないが、もし米国が台湾海峡での衝突に軍事介入すると決めれば、中国はそれを安定への破壊として反撃行動に出るだろう」と証言し

ている

（Biden spy chief: China would find change in US policy toward Taiwan ＇deeply destabilizing＇(THE HILLS 2021･4･29）- https://thehill.com/policy/defense/550950-us-spy-chief-china-would-find-change-in-us-policy-toward-taiwan-deeply））。

（５）中国研究者で共同通信客員論説委員の岡田充氏は、中国が台湾に武力行使しない要因として次の３つを挙げている（「虚構の「台湾有事」切迫論　武力行使は一党支配揺るがす」http://www.21ccs.jp/ryougan_okada/ryougan_128.html）。第１は、艦船数では既に米国を上回る軍艦を保有するとはいえ、世界最強の軍隊を持つ米国との総合的軍事力には、依然として大きな差があること。米中の衝突は、核技術と人工知能の進歩により「世界の終末という脅威を倍増させている」と警告した。核戦争の恐れが現実化するからである。

第２に、「統一支持」がわずか３％に過ぎない台湾の民意。民意に逆らって武力統一すれば、「台湾は戦場になる」。武力で抑え込んだとしても、国内に新たな「分裂勢力」を抱える結果になるだけであり、「統一の果実」などない。

第３に、武力行使に対する国際的な反発は、香港問題の比ではない。習近平指導部は２０２１年３月の全人代で採択した第１４次五か年計画で、中国の現状を「新たな発展段階」に入ったと規定した。それは、従来の「生産力を高める」という経済成長だけに求める時代は過ぎ去り、「素晴らしい生活への需要を満たす」ために、社会経済を質的に向上させることを任務とする。新型コロナ・パンデミックが長期にわたって地球を覆って国境閉鎖が長引き、それに加えて米中の戦略的対立は中国発展の足を引っ張りかねない。武力行使は、成長維持のためにも設定した「一帯一路」にもブレーキをかける。「新たな発展段階」が行き詰まれば、一党支配構造自体が揺らぐ危険を内包

しているのである。

２０２１年７月２日の中国共産党創立１００周年祝賀大会における　習近平総書記の演説においても、台湾問題について、「台湾問題を解決し、祖国の完全な統一を実現することは、中国共産党の終始変わらぬ歴史的任務であり、すべての中華の子女の共通の願いでもある。一つの中国の原則と「９２共通認識」を堅持し、祖国の平和統一のプロセスを推し進めなければならない。」と平和統一のプロセスを進めることを宣言している。

４　日本の軍事国家化の口実としての中国脅威論・新冷戦論

ところが、アメリカ国防総省は、２０２０年９月１日、議会への年次報告書「中華人民共和国に関する軍事・安全保障の展望」を発表した。同報告書は、中国軍の増強と地球的規模での進出を指摘し、これまで中国の防衛線とされてきた第一列島線について、中国が今やそこから離れて攻撃能力を持とうとしているとし、「自由で開かれた国際秩序と一致する方法で中国を行動させる」と中国軍の地球的規模の進出に対応する必要を強調している。

これに対して、中国は、２０２０年９月１３日に呉謙国防省報道官の談話において、「米国はこの２０年来、イラク、シリア、リビアなどの国々に対して戦争・軍事行動を発動し、８０万人を超える死者をもたらし、数千万の離散放浪者を生み出した」とし、「米国こそ戦乱を引き起こし、国際秩序の違反者、国際平和の破壊者である」と反論した。

以上のとおり中国の脅威は、米国の挑発に対する対応に過ぎないにもかかわらず、米国は米中新冷戦論を喧伝し軍事的緊張を高めてきた。その内容は、①「中国脅威論」を言挙げし、米中、中国と周辺国の分断と軍事・経済対立を煽動してきた。そして、それを理由として、②米軍主導の日米軍事一体化、米軍指揮の日米軍出動態勢が装備、訓練、指揮系統、法的根拠に至るまで整備され、完成段階に至っている。③現在、議論されている敵基地攻撃論は、日米軍の統合システム

の下で発動され自衛隊が自動的に参戦することを免れない。④そうなれば、関係当事国の相互破滅を招くこととなる。安保法制法の制定後に突き進んでいる軍事的対立関係と軍事の論理による対決路線の行き着く先は、軍事衝突である。それを日本国憲法が許している筈はない。憲法前文、第９条に反する違憲の行為であることは明らかと言わなければならない。

以下、台湾問題をめぐる法的な問題を考察し、現在問題となっている日本周辺国との緊張関係をめぐる問題が、日本の戦後処理と密接な関係を持つ問題であることを見ておくこととする。

５　台湾問題をめぐる法的な拘束

（１）台湾問題をめぐっては、様々な国際法上の法的拘束が存在することを忘れてはならない。

日本の戦後処理をめぐる基本的な国際条約は、サンフランシスコ平和条約であるが、これに先だって日本の戦後処理に関して、各国の間でいくつかの合意がされている。台湾は、日清戦争の結果として１８９５年４月１７日、下関条約により日本に割譲されて依頼、１９４５年の終戦まで、日本の支配下にあった。大戦後の対日領土処理について連合国間でなされた戦時国際合意の内、カイロ宣言は、「満州、台湾、及び澎湖諸島等、日本が中国人から盗取した全ての領土は中華民国に返還される」と明言していた。

次いでヤルタ協定では、ソ連の対日参戦の条件を規定したものであるが、中国に関する取り決めも含んでいたが、同協定には台湾に関しては何の言及もない。しかし、日本がポツダム宣言を受諾すると、１９４５年８月１５日の対日一般命令第１号により、満州を除く中国本土及び台湾の日本軍に中国の最高司令官である蒋介石への降伏が命じられ、台湾は中国の一部、台湾省として編入された。その後まもなく、国民党と共産党との間で対立が表面化し、内戦が再燃した。１９４９年までに共産党が対立での主導権を握り、蒋

介石率いる国民党政権は台湾へ逃れた。１９４９年１０月、北京に中華人民共和国が成立し、翌年初めには両政府が台湾海峡を挟んで対峙する状況が生まれたのである。しかし、１９４９年１２月２９日の時点では、トルーマン米国大統領は、台湾放棄の方針を示唆しており、翌１９５０年1月のトルーマン大統領は、台湾海峡不介入を声明したのである。ところが、１９５０年２月１４日、中ソ友好同盟相互援助条約が締結され、同年６月２５日、朝鮮戦争が勃発して事態は一変する。朝鮮戦争勃発の２日後、トルーマン大統領は、台湾海峡の非介入方針の放棄を宣言し、台湾防衛のために台湾海峡に第７艦隊を派遣した。以後、国連で米国は中華民国を支持した。しかし、同年６月２７日の声明でトルーマンは国民党に大陸との戦闘中止を要請し、米国は、共産党による台湾「解放」のみならず、大陸奪回に向けた蒋介石の野望も、封じ込めてしまった。トルーマンの声明は、台湾の将来の地位に関して、「太平洋の安全保障の回復、対日平和条約の締結、あるいは国連による検討を待つべきである」とし、台湾海峡を挟んだ中国の分断状態を固定してしまったのである（原貴美恵「サンフランシスコ平和条約の盲点」渓水社８７頁）。

（２）サンフランシスコ平和条約における台湾問題に関する定め

サンフランシスコ平和条約第２条（ｂ）は、「日本国は、台湾及び澎湖諸島に対するすべての権利、権限及び請求権を放棄する。」と規定した。ここでは、日本が領土として台湾を放棄したことは明記されているものの、当時、すでに存在した中国本土を支配する中華人民共和国と台湾を支配する中華民国のどちらが正当な「中国政府」であるかについて、連合国の間でも統一的見解はなかった。

ただ、サンフランシスコ平和条約の起草過程について時期を追って詳細にその過程を研究した原前掲書によれば、朝鮮戦争勃発前の段階での草案では中華人民共和国とソ連を講和会議に呼び、招待を受諾した場合には、台湾を

中国＝中華人民共和国に割譲することとされていた（原前掲書９２頁～９３頁）。その状況は、１９４９年１２月草案まで続いていた。それが、朝鮮戦争勃発と同時に米国の姿勢を一変させる。１９５０年８月以降の段階で、草案中から台湾の帰属先として「中国」の文言は消え去るのである。

これらの経過から分かることは、サンフランシスコ平和条約では、台湾の帰属先は明記されなかったものの、カイロ宣言やそれを遵守するよう求めたポツダム宣言では、台湾は中国に帰属することになっており、朝鮮戦争勃発前の時点では、中華人民共和国成立後は、その中国は、中華人民共和国であることが米国を含む世界各国の共通理解だったのである。サンフランシスコ講和会議への中国代表権に関しても、中国を除く対日戦の主要関係国１４カ国の内、ビルマ、セイロン、インド、インドネシア、オランダ、パキスタン、イギリス、ソ連の８か国が中華人民共和国を承認し、オーストラリア、カナダ、フランス、ニュージーランド、フィリピン、アメリカの６か国が中華民国を承認していた。ただ、フィリピンとアメリカは、中華民国と共同調印国になる意思を表明していたが、他の国々は、たとえ中華民国が中国の合法政府であると認められても、現在中国を代表する力はないとの見解をもっていた。

結局、講和会議は、対日戦を最も長期間戦い、最大の被害を被った中国の参加を欠いた不自然な姿となったのである。講和会議に招待されなかった中華人民共和国は、サンフランシスコ平和条約草案中の、台湾と澎湖諸島のすべての権利を放棄すべきであると述べているだけで、中華人民共和国に返還されることについて言及がないことを非難し、「中国国民は決してこのような占領（合衆国政府による台湾占領のこと）を見過ごしたりはせず、台湾解放という神聖な任務を決して諦めないだろう。」という声明を発表した（原前掲書１０２頁）。ソ連代表は講和会議において、台湾及び西沙諸島等の領土について、中国が合法的に主権を有すると主張し、条約の修正を求めた。

しかし、ソ連は調印を拒否したもののサンフランシスコ平和条約は発効したのである。

（３）日中平和友好条約

１９７２年９月２９日に締結された日中平和友好条約は、その第一条で、

「１　両締約国は、主権及び領土保全の相互尊重、相互不可侵、内政に対する相互不干渉、平等及び互恵並びに平和共存の諸原則の基礎の上に、両国間の恒久的な平和友好関係を発展させるものとする。

２　両締約国は、前記の諸原則及び国際連合憲章の原則に基づき、相互の関係において、すべての紛争を平和的手段により解決し及び武力又は武力による威嚇に訴えないことを確認する。」と規定し、日中両国に平和的手段による解決と武力の行使または武力による威嚇を禁じている。

そして、同日に発表された日本政府と中華人民共和国政府の共同声明において、両国首脳は、

「一　日本国と中華人民共和国との間のこれまでの不正常な状態は、この共同声明が発出される日に終了する。

二　日本国政府は、中華人民共和国政府が中国の唯一の合法政府であることを承認する。

三　中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する。日本国政府は、この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重し、ポツダム宣言第八項に基づく立場を堅持する。」と発表した。「ポツダム宣言第八項」は「カイロ宣言ノ条項ハ履行セラルベク」と規定している。１９４３年１１月のカイロ宣言は、米英が「（日本が盗取した）台湾と澎湖諸島」を中国に返還することを明示した。そして、国交正常化交渉に外務省条約課長として参加した故栗山尚一・元駐米大使は、「ポツダム宣言第八項に基づく立場とは、中国すなわち中華人民共和国への台湾の返還を認めるとする立場を意味す

る」と書いている（栗山尚一「台湾問題についての日本の立場－日中共同声明第三項の意味－」（日本国際問題研究所　コラム／レポート https://www2.jiia.or.jp/RESR/column_page.php?id=141）。サンフランシスコ講和条約では、日本は台湾を放棄したが「帰属先は未定」としていたが、１９７２年の国交正常化交渉の中で、台湾の中国返還を認める立場をとったのである。

（４）以上の国際条約を前提にすれば、日本が中国の台湾侵攻を理由として中国に対して、武力行使を行うことは、日中平和友好条約に違反することとなる。

６　北朝鮮脅威論は事実か？

（１）２０２０年度の防衛白書は、「北朝鮮は核兵器の小型化・弾頭化を実現し、これを弾道ミサイルに搭載してわが国を攻撃できる能力を既に保有しているとみられる。」（１０４頁）と記載している。１９９８年８月３１日のテポドン１号による北海道上空を越え、三陸沖の太平洋に落下したミサイルを初めとして、日本本土を越えた北朝鮮のミサイルは、２０１７年８月２９日に発射された中距離弾道ミサイルまで５発発射されている。しかし、北朝鮮が、韓国に対しては、たびたび「ソウルは火の海になる」と発言し、米国に対しても、２０１７年７月、金正恩氏を排除しようとする動きに反発し、北朝鮮外務省報道官は、「米国が我々の最高指導者を排除しようとするそぶりをかすかにでも見せれば、時間をかけて増殖してきた我々の巨大な核のハンマーで、米国の心臓部を容赦なく攻撃する。」と述べて（五味洋治「新冷戦と朝鮮有事－戦争回避につながる終戦宣言」・東アジア共同体研究所琉球・沖縄センター編『虚構の新冷戦－日米軍事一体化と敵基地攻撃論』芙蓉書房出版２０２０年、２７８頁）いることから、北朝鮮の狙いは、対韓国、対米国であることは明らかである。

北朝鮮のミサイルが主要に狙っているのは、直接対峙している韓国や米国であるが、日本についても、２０１７年５月、北朝鮮外務省は、日本の対北朝鮮政策

を非難し、「今までは日本にある米国の侵略的軍事対象（米軍基地）だけがわが軍の照準に入っていたが、日本が米国に追従して敵対的に対応するなら、我々の標的は変わるしかない」という談話を発表した（前掲五味２８０頁）。

（２）イージス・アショア配備撤回と敵基地攻撃論

ア　地上設置型迎撃ミサイルイージス・アショア設置構想は、２０１７年１２月閣議において、北朝鮮の弾道ミサイルを迎撃ミサイルで撃ち落とすとして秋田・山口の両県に導入計画が発表された。秋田・山口県へのイージス・アショアの設置自体、北朝鮮が米国を狙ったミサイル（それぞれ北朝鮮とハワイ、グアムの米軍基地を結んだ経路上に存在する）を途中で撃ち落とすために設置が計画されたことは明らかである。導入予定地の秋田・山口両県で反対運動が高まり、２０２０年６月、防衛省はイージス・アショア導入の断念を発表し、同時に「敵基地攻撃能力保有」へ姿勢を転換した。その一環として、南西諸島防衛のために「中距離ミサイル基地を宮古・石垣島に建設しつつある。河野太郎防衛大臣によるイージス・アショア導入断念発表から３日後の６月１８日の記者会見で安倍晋三首相（当時）は、敵基地攻撃論を念頭に置きつつ、「（イージス断念後の）新しい方向をしっかり打ち出し、速やかに実行に移していきたい」と述べ、「相手の能力がどんどん上がっていく中において、いままでの議論の中に閉じこもっていいのか」と敵基地攻撃能力保有の容認にまで言及した。この会見後、自民党内に検討チームが設けられ、憲法の範囲内で、専守防衛の考え方の下、相手領域内でも弾道ミサイル等を阻止する能力の保有を含めて、抑止力を向上させるための新たな取組みが必要である。」ことを結論とする「国民を守るための抑止力向上に関する提言」という文書をまとめた。憲法の範囲内、国際法の遵守、専守防衛の考え方が前提としながら、結論は、「相手領域内＝敵基地攻撃」が容認されているのである。しかし、迎撃専用ミサイルのイージス・アショアを専守防衛の防禦システムと説明することができても（どこを防衛するのかという問題

は残るが）、相手領域内での阻止をいう「敵基地攻撃」がなぜ「専守防衛」の枠内なのかについては何の説明もなされていない。

イ　しかも、イージス・アショアは断念したと言いながら、イージス計画は「洋上配備」へと移行して継続中であり、結局、「あれか（陸上弾道弾迎撃か）、これか（敵基地攻撃）」の選択ではなく、「あれも、これも」が選択される結果となった（前田哲男「絶滅戦争を回避する対抗構想を－「敵基地攻撃＝”抑止の罠”」陥る恐れ」前掲『虚構の新冷戦』２３頁～２４頁）。

北朝鮮脅威論をきっかけとして始まったイージス・アショア設置構想は、イージス艦の装備拡大という洋上配備と敵基地攻撃能力保有論とその具体化としての南西諸島への中距離ミサイル配備という軍事力強化の口実に使われたのである。それは、単に口実というだけでなく、現実に敵基地攻撃能力保有論という日本が他国（ここでは北朝鮮や中国）を攻撃する意図を持って、攻撃する能力を保有するという武力による威嚇へと結びついているのである。まさに安全保障のジレンマ、抑止力のジレンマに陥っていると評価できる。

（３）北朝鮮の核保有数と保有目的

それでは、北朝鮮の現段階における核弾頭保有数はどれだけであろうか。長崎大学核兵器廃絶センターが発表している「世界の核弾頭一覧」（２０２１年６月１日現在 https://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/recna/nuclear1/nuclear_list_202106）によれば、その詳細や内訳は不明であるものの、北朝鮮の保有核弾頭数は４０と推定されている。上記数値は、核兵器製造のために必要な核物質の北朝鮮の保有量は限られているため、核弾頭は少数に限られているとするカーネギー国際平和財団が２０２０年４月に発表した「これが核兵器なのか、発射以前の曖昧性と意図しない紛争拡大」と題する報告書とも一致するものである。このように北朝鮮の核弾頭は基本的に、自ら侵略目的のために利用するための攻撃兵器ではなく、自国防衛のための兵器であることは、敵対している米国との圧倒的な格差をみれば明らかである。北

朝鮮が一旦、核攻撃に出れば、圧倒的な量の核弾頭が北朝鮮の上に飛んでくるであろうことは自明だからである。国際社会の反対を押し切って核開発を進め、ミサイル実験を重ねる北朝鮮の行動は、アメリカと対立していたイラク、リビアなど非核保有国が辿った道を見れば、生き残りのための懸命の行動と理解できる。

（４）北朝鮮のミサイル保有数と攻撃目標、敵基地攻撃論の有効性

ア　北朝鮮のミサイルに関して米韓軍当局や米国のシンクタンクである国際戦略問題研究書（ＣＳＩＳ）が作成した報告書によれば、北朝鮮は、弾道ミサイルを最大約９００発、スカッド・ミサイルを最大約４４０発保有している。さらに移動式発射台（ＴＥＬ）を１０８基保有し、秘密基地も少なくとも１３存在すると言われている。２０２０年１０月の軍事パレードでは、新型ＩＣＢＭ（大陸間弾道弾）を公開した（以上、前掲五味２７５頁）。

イ　上述のとおり、日本に存在する米軍基地が攻撃対象とされることは明らかだが、日本が米軍と一緒になって北朝鮮に対して敵対する場合には、他の都市が攻撃される危険性は排除できない。こうした場合に、さらに、原子力発電所が狙われる危険性は極めて高い。日本の商業用原子力発電所は３３基あり、その多くが日本海側に所在する。原子力発電所が攻撃された場合、核弾頭によらない通常弾頭のミサイルでも、原発が攻撃されれば、放射能物質が漏れ出すなど、周囲に壊滅的な被害をもたらすだろうことは、２０１１年の福島第一原発の事故からも明らかである。そして、日米間の防衛協力体制は、朝鮮戦争の際に基本的に形成されたものである。朝鮮国連軍（朝鮮戦争が原因で組織された国連憲章の規定に基づく正式な国連軍ではないが、国連安保理決議を根拠する多国籍軍。指揮権は全て米軍司令官が持っていて国連安保理の許可を得ることなく自由に軍事行動ができる）は、米軍が中心となって組織され、韓国軍を全面的に支援したが、韓国軍は、軍を統率する指揮権を米軍に渡し、その傘下に入った。１９７８年には、米国と韓国の軍が

「米韓連合司令部」を組織し、一体化している。在韓米軍司令官は、朝鮮国連軍司令官及び米韓連合司令部司令官を兼任している。日本は、国連軍と地位協定を結び、日本国内にある７つの基地を国連軍の後方基地として使うことを認めている。したがって、仮に朝鮮有事となれば、在日米軍や太平洋軍が日本国内にある米軍基地などを経由して朝鮮半島に投入される。安保法制法制定後の今日、自衛隊は、「朝鮮有事」の際、後方支援だけでなく、戦闘に加わることも想定されるようになったのである。日本だけの判断で敵国基地にミサイル攻撃することは、韓国や米国を危険にさらすことになるため、不可能である。

敵基地攻撃と言えば、いかにも国防力を発揮しているように聞こえて、威勢良く聞こえるが、相手が中国であれ北朝鮮であれ、仮に日本が敵基地攻撃にでれば、「相互壊滅」という結果を招くしかなく、あり得ない選択である。それにもかかわらず、日本周辺の安全保障環境の悪化を言い立てて、自ら軍事力を強化することにより、安全保障のジレンマにより、相手国の軍事力強化を招いているのが、今日の日本と周辺諸国との関係なのである。

７　現実的な武力衝突の危険性

（１）以上のとおり、中国及び北朝鮮も自ら体制崩壊の危険性を犯して、軍事侵略　　等の武力行使に出る可能性は低い。しかし、米国が２０１７年に北朝鮮の政権交代を念頭に置いた作戦を計画していたことが、米ワシントン・ポストのボブ・ウッドワード記者によって、２０２０年９月、明らかにされた。北朝鮮による弾道ミサイル発射の兆候をつかんだ後、３０分以内に北朝鮮内にあるミサイル発射拠点や司令部、レーダー基地、南北軍事境界線沿いに展開している多連装ロケット砲など約７００カ所の戦略目標を攻撃するという内容の計画である（牧野愛博「米軍が持つ「北朝鮮攻撃計画」の中身　米記者の新著『怒り』で注目」Ａｓａｈｉ　Ｓｈｉｎｂｕｎ　Ｇｌｏｂｅ＋２０２０．０９．２

５　https://globe.asahi.com/article/13755426）。

（２）このように北朝鮮のミサイル発射をきっかけに米国が北朝鮮攻撃に出る可能　　性は存在する。その時、安保法制法を制定した日本は、米軍からの要請を断ることはできず、北朝鮮攻撃に共に踏み切る可能性が極めて高い。

すでに見たように、北朝鮮のミサイル基地は全てが把握されているわけではなく、移動式の発射台も潜水艦発射型のミサイルも開発されている現状で、反撃として在日米軍基地だけでなく、米軍と一体として攻撃してきた日本を攻撃する可能性は存在する。安保法制下の日本は、米軍と一体化することによって、攻撃に参加させられる自衛隊員は勿論、日本本土に居住する市民も戦争に当事者として巻き込まれることになる。それだけでなく、米軍に攻撃に一体として加わることによって、これほどの大規模な攻撃によって被害を受ける北朝鮮に居住している民間人を大量に虐殺することに加担させられるのである。日本国民は、平和憲法を持ち、周辺諸国も含め、世界の国に日本は二度と武力行使をしない。政府の行為によって戦争の惨禍を招かないと誓ったにもかかわらず、安保法制法の制定によって、戦争当事国となり戦争当事国の国民となるのである。その時、被害も加害も含めて主権者である国民は引き受けなければならないこととなる。それを許して良いのかという問題が本件で問題とされているのである。脅威を作り出しているのは、米軍であり、それと一体化して戦争体制を構築している日本である。憲法の制約を超え、まとめ法案の形で国会に多数の法案を提出し、日本に居住する多くの人々の生命と暮らしを脅かす安保法制法について、個別の条項を慎重に審議することなく、数に任せて憲法に違反する法律が可決され、明らかに憲法違反の戦争に巻き込まれる危険性が高まり、切迫しているのが現在である。

８　軍事的抑止力は有効か？

以上のとおり、政府は我が国周辺の安全保障環境の悪化を理由に、抑止力の強

化として、軍備増強に前のめりになっている。

南西諸島のミサイル部隊の配備であり、空母を始めとする攻撃型兵器等の装備や現実の戦闘を念頭においた他国との共同訓練である。

以下、抑止力とは一体何を言うのか。どのような条件があれば、抑止力が有効に機能するのか。日本で抑止力は機能するのかを順次、検討する。

（１）抑止力とは何か？

抑止力には、拒否的抑止と懲罰的抑止の二通りある。懲罰的抑止とは、攻撃を意図している側（攻撃側）に対して攻撃したら報復することを明らかにして思いとどまらせることである。殴ろうとしている相手に、「殴ったら倍にして返してやるからな。それでもいいなら殴ってみろよ。ほら、できないだとう！」と言って諦めさせるのが懲罰的抑止である（植木千可子「平和のための戦争論－集団的自衛権は何をもたらすのか」ちくま新書９１頁）。拒否的抑止は、攻撃側に対して、攻撃しても成功しないから無駄だと知らせて思いとどまらせる方法である。殴ろうとしている相手に「殴っても守りが堅いから無駄だ」と言って、例えば硬い鎧を着けていることを見せて諦めさせる場合のように、相手の攻撃を退ける（拒否する）防衛力を保有していて、目的を達成することが不可能だと思わせたり、攻撃によって得られる利益よりも防御によって被る損害が大きいので攻撃が割に合わないこと思わせることによって成り立つ（植木前掲書９１頁）。

従来、日本周辺における防衛において、日本が拒否的抑止を担当し、アメリカが懲罰的抑止を担当するという役割分担があった（柳澤協二「抑止力を問う」かもがわ出版１４頁）。敵基地攻撃能力も敵の攻撃を無効化するので、拒否的抑止に上げられることもあるが、ミサイル防衛の場合には、敵の攻撃への着手自体を把握することが困難であり、容易に国際法違反の先制自衛に転化する。イラク戦争の際、アメリカはイラクが大量破壊兵器を保有しており、アルカイダによる９．１１の背後にイラクがいることを理由に自衛としてイラク攻

撃を主張した。しかし、大量破壊兵器を有しているという根拠としてあげられていたことは事実ではなく、大量破壊兵器の保有はなかったし、アルカイダとイラクのフセイン政権とも何のつながりもなかったのである。アメリカによるイラクへの武力攻撃は国際法上禁止されている武力攻撃であったことが今日では広く知られている。監視衛星による監視が如何に不正確なものかは、アフガニスタンからの撤退の際にアメリカが民間人を殺害した事件で世界中に明らかになった。日本がミサイル攻撃に着手していると考えても、それが正確である保証はなく、これらの例を見れば、極めて曖昧な情報に基づき攻撃が開始される危険性は高いものといわなければならない。その場合には、拒否的抑止のつもりで行った攻撃でも、国際法上違法な先制攻撃を日本が行うことになるのである。そして、それば日本国憲法上も合憲とされる余地は全くないのである。このように敵基地攻撃能力の保有まで踏み出そうとしている現在、それは国際法上違法な先制攻撃に限りなく近づくことになるのである。

このような軍事力強化による抑止力が有効だと仮定した上で、軍事的抑止力が有効に働くための条件が現在の日本と日本の周辺国との間で存在するのかどうかである。

（２）軍事的抑止力が有効に働くための条件

ア　抑止が成功する条件として挙げられるのは、

①相手の攻撃に対して報復する能力、あるいは拒否する能力を保有していて、それを使う意図があること、②能力と意図があることを相手に正しく伝達できること、③状況に対する認識を共有していること、

だと考えられている（植木前掲書９４頁）。

イ　仮に第一の能力と意図があったとしても、問題は第２の条件である。正しいシグナルを送ることができ、相手が正しく受け止めなければ抑止は有効に働かない。相手が正しく受け止めるためには、いくつかの前提が必要である。第３の条件である共通認識は、攻撃すれば多大な損害が待っているが、逆に

思い止まればその損害はそれほど大きくないという状況を共有している必要がある。そのためには、互いに損害と思い止まることによって得られる利益があることを計算できなければならない。互いに対する一定の信頼関係がなければ抑止が機能しないのである。

正しくシグナルを送り、相手が正しく受ける為には、①信頼関係の存在、②コミュニケーション回路の確保がなければ抑止自体成り立たない。

ウ　抑止が機能するためには、対立していても、一定の信頼関係がなければならない。軍事力による脅しが機能するためには、ハッタリではないという信頼と、攻撃を控えれば良い結果が待っていると信じられる信頼もなければならない。それが、威嚇と安心供与と言われるものである。攻撃を思いとどまらないと多大な損害が待っている、という脅し。思い止まれば、防御側から攻撃することはない、という安心供与である。特に、軍事能力はあっても使用を控える場合に信頼は重要な役割を果たす。譲歩しないで激化させる選択肢と譲歩する選択肢がある場合に、譲歩しても悪いようにはならないという、信頼がないと譲歩する選択肢は選ばれない。どこかの時点で非妥協的な対立関係から脱却し、信頼関係を構築する必要がある。

エ　第２の条件は、コミュニケーション回路の確保である。コミュニケーション経路が確保されていなければ相手が発したシグナルを正しく受け止めることはできない。歴史上核戦争勃発に最も近い危機だったと言われている１９６２年１０月のキューバミサイル危機をきっかけに米ソの指導者であった、ケネディ大統領とフルシチョフ第一書記は、意思疎通、通信方法の確立に乗り出した。首脳同士の直通電話回線、ホットラインの設置に合意した。米国は、中国、北朝鮮と対立・競争関係にあっても、あるいは敵対関係にあっても、コミュニケーションが取られ、外部からは突如として米中首脳会談が開かれ、北朝鮮との間でも首脳会談が開かれることがある。米中国交回復にあたっても、ニクソン・毛沢東による首脳会談の前に、当時のキッシンジャー

大統領特使と周恩来総理大臣の間に機密会談が積み重ねられていたことが明らかになっているが、まさに、このようなコミュニケーションの確保が重要なのである。

オ　日本も中国との間でホットラインをつないでいるが、首脳間のホットラインは１９９８年に合意し、２０００年に開通した。しかし、これまで、就任挨拶に使われたことはあるが、危機に際して使用されたことがあるかどうか明らかにされていない。使われたことがない可能性が高いと言われている（以上、植木前掲書９７頁～９８頁）。日中間では外交のパイプも太くない。２０１２年９月、日本が尖閣諸島の国有化に踏み切った際の日本側の認識は、中国側が国有化を了承しているというシグナルを受けていると認識していたという。一方、中国は日本には国有化すれば日中関係が悪化するというシグナルを送り送り理解を得ていると思っていたという。両国の間に認識にズレが存在したのである。当時、アメリカは日本政府と異なる情報を中国から得ており、日本政府の決定を懸念していたという（植木前掲書９８頁）。

カ　首脳間のホットライン以外にも軍隊同士の間で、交流を行い、軍備の実態や意図について透明性を上げることが不信感の払拭に役立つものとして、積極的に交流が行われている。アメリカは、中国などに透明性向上を働きかけ、中国も透明性の効用を認めるようになってきたという。日本の自衛隊の場合も、中国との間で防衛交流を行っているが、政治的な問題が起きると防衛交流が止まってしまうことが、問題だと指摘されている。危機が起こる危険がある時にこそ、意思疎通ができ、交渉を続ける方法が確保されている必要があるのに、これが遮断される。２０１２年の尖閣諸島国有化以降、殆どのハイレベル協議が中断した。海上における危機管理の必要性から２００８年から開始した日中防衛当局間海上連絡メカニズム協議も中断した。再開の目処が付いたのは、政治的な状況に好転の兆しが見えてからである。

キ　日本のこのような状況を前提とすれば、脅威を理由として軍事力を強化・

増強しているだけであり、周辺諸国との信頼関係の構築も現場レベルのコミュニケーションの確立もできているとはいえず、抑止力が有効に働く条件を欠いている。抑止が有効に働くためには、攻撃しなければ攻撃されないという安心の供与が前提条件なのであるが、日本の場合、周辺諸国への安心の供与が出来ているとは言えない状況にある。危機的な状況でこそ、信頼関係を構築し、コミュニケーションの確立が図られなければならないのに、それができているとは言い難い状況である。

ク　つまり、仮に軍事的抑止力による抑止が有効に働く場合があるという前提にたったとしても、抑止力を働かせるための外交関係の構築が存在しない現状では、日本の軍事力増強は抑止力として有効に働くことはなく、周辺諸国との間で軍事的緊張関係を高めるだけの結果となってしまうのである。

9　起点にある新安保法制法

（１）安全保障に関する周辺環境の悪化を理由に集団的自衛権行使容認の閣議決定　　を行い、新安保法制を制定し、集団的自衛権を行使できる法整備を行った結果、日本は軍事的抑止力により安全が確保できるどころが、軍事的緊張関係を高めることとなっているのである。

（２）憲法前文は、戦争への「恐怖」から免れる権利を保障している。戦争への恐怖を覚えることは、既に述べてきたとおり、根拠のある客観的に進行している事態に根ざしている。それは、原告ら個々人の人格権侵害であり、恐怖と欠乏から免れる権利を保障した憲法前文によって保障された個々人の権利である。憲法９条はそれを統治機構の側面から保障し、憲法１３条は生命権及び幸福追求権を保障することによって具体的な権利として保障した。これらの基本的人権は、民主主義（多数者）によっても奪えない権利である。同種事件の下級審判決は、平和的生存権を具体的権利ではないと否定するが、憲法前文において、「権利」と明記されたことの意味は重い。平和的生存権

は、多層的な権利であり、その中核部分に憲法１３条で保障されている生命権が存在し、それと不可分な形で殺すことへの加担を拒否する精神的人格権や殺される恐怖から免れる精神的人格権が保障されているものである。これらの具体的権利性を否定する理由は極めて薄弱である。

（３）同種事件で原告らの訴えを退ける判決の中には、原告らの主張を民主的制度において少数者が受忍しなければならない不満・憤懣の念にすぎないとして退けるものがある。しかし、そもそも国民が法律に遵う義務を負うのは、それが正当な民主的過程で選ばれた政府の選択した政策だからである。多数者の決定だからというのは、単に多数者が決めたというだけではなく、憲法が定める民主的手続きに従い、少数者の意見も聞いた上で決定されるという民主的過程を経た結果の結論にとりあえずは従うことを義務づけられるのである。そこには、少数者の意見は無視して良いとか多数の結論を押しつけて良いなどという考えが入る余地はない。民主主義の本質は、その発祥から議論を尽くして結論出すという過程にこそある。それを顧みず多数決という決定方法のみを重視して審議らしい審議もなく、国民の生命や人権を奪うことは民主的手続きによる結論でも受忍しなければならない理由はない。多数者の決定でも奪われないのが人権であり、その人権保障のために憲法は制定されているである。憲法違反の法律や政府行為が存在した場合、それが憲法違反であれば、法律や政府の行為だからという理由で国民が受忍しなければならない理由は全く存在しない。多くの地裁・高裁の決定は、思考を停止し、司法の役割を放棄して、政権に屈服した判決を下し続けている。日本国憲法の原点と司法の役割に立ち返れば、この事件で違憲判決を下すことを避ける理由は全く存在しない。

１０　最後に

（１）敗戦国日本の残した戦後の未処理の課題が、周辺国との紛争の種として残

っている。中国脅威論で言われる台湾危機や尖閣諸島問題、北朝鮮脅威論は、いずれも戦後の講和条約の際に国際情勢の必要から主に主導した米国の思惑により、敢えて未解決の問題として曖昧な形で残されたものばかりである。これら諸国との紛争の解決方法は、歴史を踏まえて慎重に決められるべきものである。しかし、現実には、情報の開示もなく、不透明なまま、慎重な審議もなく、数の力を頼んでの強行採決で法律を制定してきたものである。到底、民主制の過程が正常に機能しているとは言い難い状況にある。違憲立法審査権を付与された裁判所として、役割を果たすべき時である。日本国憲法は、戦前の敗戦を受けて日本が再出発するにあたり、世界に、とりわけアジア諸国や民衆に対して非軍事で武力行使や武力による威嚇という手段を執らないことを約束したものである。

（２）日本の安全は、敵のいない日本をつくることが唯一の道である。

アフガニスタンに世界中から軍隊を送り８８０兆円を越える費用を費やしたアメリカの軍事的介入の結果は、膨大な死者と荒涼とした大地、故郷を追われ、家族を失い、前途に明るさの見えない多くの民衆を残しただけである。これに対して、中村哲さんが行った潅漑事業は、９億円の費用で数多くの民衆を救い、その生活を立て直すことに役立った。日本政府も給油という形で協力した米国による軍事力の行使と中村哲さんの行為のいずれが平和をもたらす力をもったのか。まさに、日本国憲法前文の「諸国民の公正と信義に信頼して」、「世界の国民に恐怖と欠乏から免れた平和な生存」を保障するために、日本が平和的に貢献することこそ今こそ求められていることである。

（３）日本国憲法における約束を、米国に追従して、憲法を踏みにじり続けている現在の日本という国のあり方は、民主的国家、立憲主義国家と評価される筈がない。日本が法治国家として信頼を取り戻す道は、憲法の制度上認められている、違憲の法律や政府の行為に対して裁判所が違憲立法審査権を行使する以外にはない。

以上